

< 検体検査実施料算定留意事項改正のお知らせ >

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成29年10月31日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発1031第1号」にて、検体検査実施料の算定留意事項が改正され、平成29年11月1日より下記項目の保険適用の対象となる検査方法が追加されました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

「検査実施料」の留意事項改正

●検査方法が追加された項目

項目名	HTLV-I抗体（ウエスタンブロット法）
項目コード	1008
検査実施料	432点
判断料	144点（免疫学的検査）
診療報酬区分	「D012」-52 感染症免疫学的検査
備考	「52」のHTLV-I抗体（ウエスタンブロット法）は「13」のHTLV-I抗体定性、半定量又は「32」のHTLV-I抗体によって陽性が確認された症例について 確定診断を目的としてウエスタンブロット法又はラインブロット法により行った場合に算定する。
検査案内記載頁	99ページ

※ 備考欄の下線部が追記されました。

弊社で HTLV-I 抗体（ラインブロット法）は受託しておりません。